

再入学規程

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、昭和女子大学学則第43条に規定された再入学の選考及び事務手続きについて定める。

(条件)

第2条 次のすべての条件に該当する場合、選考のうえ再入学を認める場合がある。

- (1) 当該学科が受け入れ可能であること。
- (2) 健康上の理由、経済的理由など正当な理由で退学した者、若しくは学費未納により除籍となった者であること。
- (3) 再入学時には退学となる事由が解消されていること。

(願出)

第3条 再入学希望者は、学科の事前相談を受けたうえで、再入学する学期の2か月前までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 保証人連署の再入学願
- (2) 退学した理由とその経緯、現在、その理由となる事由が解消されていることを記載した書類（学費未納により除籍となった者は、除籍となった時の状況と、現在は学費納入が可能となっていることを記載した書類）
- (3) 再入学の目的を含めた入学後の計画などを記述した書類
- (4) その他、当該学科が必要とする書類

(選考)

第4条 当該学科は、次のとおり選考を行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接
- (3) 書類審査

(所属等)

第5条 再入学後の学年等は、退学前の既修得単位数と学力を勘案して、選考時に決定する。

(学納金等)

第6条 再入学時に納入する諸費用は、学則別表(2)による。ただし、入学金は免除する。

2 前項のほか再入学手続き料として、検定料相当額を徴収する。

附 則 この規程は、令和元年7月1日から施行する。それに伴い再入学選考内規は廃止する。

この規定は、令和3年4月1日に改定する。(除籍に関する変更)